

第9回広島県環境影響評価技術審査会総会議事録

- 1 日 時 令和2年10月26日（月）14：00～16：00
- 2 場 所 県庁本館 R4会議室
- 3 出席者 小川委員，尾崎委員，崎田委員，内藤委員，西田委員，西村委員，福本委員，
前川委員，矢野委員，山本委員，和崎委員（11名出席）
- 4 議 題 （1）環境影響評価技術審査会会長等の選出について
（2）環境影響評価技術審査会部会の設置及び部会長等の指名について
（3）審査案件の状況及び今後の審査体制について
（4）広島県環境影響評価に関する条例施行規則の改正について
（5）広島県環境影響評価技術指針の改正について
（6）その他
- 5 担当部署 広島県環境県民局 環境保全課 環境評価・瀬戸内海グループ
電話：（082）513－2925（ダイヤルイン）

6 議事の概要

- 議事に入る前に参考資料1～3により，審査会の位置付け等について事務局から説明した。

（1）環境影響評価技術審査会会長等の選出について

- 条例第40条第1項に規定する審査会会長の選出は，委員の互選としており，互選の方法は指名推薦とした。（運営要領第2条第2項）
- 互選の結果，西田委員が会長に選出され，西田会長の議事進行により議事が進められた。
- 会長の指名により，西村委員が会長代理に，矢野委員が議事録署名委員に指名された。
- 質疑等特になし。

（2）環境影響評価技術審査会部会の設置及び部会長等の指名について

- 技術審査会を現行通り2部会制とする運営体制を，今後も継続することとなった。
- 会長の指名により，部会委員が決定された（別紙委員一覧のとおり）。
- 第1部会会長は西田会長が兼任し，会長指名により，第2部会会長は西村会長代理が就任することとなった。
- 西田部会長の指名により，第1部会会長代理には矢野委員が就任することとなった。
- 西村部会長の指名により，第2部会会長代理には崎田委員が就任することとなった。
- 部会決議の取扱いについて，従来どおり部会の決議をそのまま技術審査会の決議とすることとなった。
- 質疑等特になし。

（３）審査案件の状況及び今後の審査体制について

- 資料２により事務局が説明した。
- （仮称）新浜田ウィンドファーム発電事業，（仮称）益田匹見風力発電事業，（仮称）広島西ウィンドファーム事業，廿日市市新機能都市開発事業については，引き続き第２部会が担当することとなった。
- 今後の新たな審査案件の割り振りについては，案件の特性等に応じて，会長と部会長の協議により決定することとなった。
- 質疑等特になし。

（４）広島県環境影響評価に関する条例施行規則の改正について

- 資料３，４により事務局が説明した。
- 質疑等は以下のとおり。
 - （委員） 県内で設置されている太陽光発電は 50 ha 未満が大半であるが，小規模な太陽光発電を規制する仕組みはないのか。
 - （事務局） 環境影響評価条例の対象とはならないが，森林法等，他の関係法令での規制や一定の配慮はなされる。また，環境省が太陽光発電の環境配慮ガイドラインを公表しており，法や条例の対象とならない小規模な太陽光発電事業について，周辺環境への配慮項目を定め，事業者の自主的な取り組みを促している。
 - （委員） 県内に 50 ha 以上の太陽光発電はあるのか。
 - （事務局） 庄原市に出力 30,000 kw（75 ha に相当）弱の規模の太陽光発電が存在しているが，既に稼働しているため条例の対象にはなっていない。規模が 50 ha 以上に相当し，固定価格買取制度（FIT）における事業計画の認定が行われている事業は 5 件あり，稼働しているかは不明だが条例の対象外となる。50 ha の規模感としては，MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島の約 22 個分に相当する。
 - （委員） 条例の施行日（令和 3 年 4 月 1 日）までに 50 ha 以上の太陽光発電事業が計画された場合，条例の対象となるのか。
 - （事務局） 施行日までに電気事業法に基づく電気工作物設置の工事計画の届出がなされていれば，条例の対象とはならない。国が太陽光発電を法の対象事業とした際の経過措置と同様の扱いとしている。
 - （委員） 環境影響評価条例以外で環境面での規制については何があるのか。
 - （事務局） 森林法における林地開発許可制度等があり，一定程度の措置はなされるものと考えている。
 - （委員） 太陽光発電事業の案件は，工事計画の届出が提出されないと把握できないのか。
 - （事務局） FIT の申請にあたっては，環境影響評価法や条例の案件であれば環境影響評価手続きが進められている必要があるため，法や条例の対象となる事業は FIT の認定情報により把握できている。環境影響評価手続きでは事業者による住民への説明が行われるよう定められており，住民はそこで事業の計画を知ることとなる。

(委 員) 休耕田や街中でよく見かける程度の大きさの太陽光発電については特に規制はないのか。

(事 務 局) 関係法令が適用される規模であればそちらで規制され、それ以外であればガイドライン等で配慮されるものとする。

(委 員) 農地法における農地転用の審議では、環境面は十分に検討されていない。各地の農業委員会で現地を確認し、判断しているのが現状である。

(5) 広島県環境影響評価技術指針の改正について

○ 資料5-1～7により事務局が説明した。

○ 質疑等は以下のとおり。

(委 員) 資料5-1に書かれている内容については拘束力があるのか。反射光について、近隣する建物や施設等への影響があるものとされているが、反射光により鳥類が寄ってこなくなるなど、生物への影響は考えられないか。

(委 員) 資料5-1は公表されるのか、会議用に説明資料として作成されたものなのか。

(事 務 局) 本日の会議は公開であるので会議資料として公表されるが、反射光の生物への影響についてご意見があったことを議事録に記載し、配慮事項とすることは可能。

(委 員) 全国的にそのような影響は耳にしたことはないが、50 ha もの大きさであると影響はあるのではないか。

(委 員) 反射光の生物への影響について技術指針の配慮事項になっていないと、事業者は環境評価を行わなくなる可能性があるため、入れておくのが無難ではないか。

(委 員) 技術指針の項目自体を増やすのではなく、資料5-1で反射光について近隣する建物や施設等のみではなく動植物等も加える修正を行い、公開する対応で良いのではないか。

(事 務 局) そのように修正する。

(6) その他

○ その他の議題特になし。

7 答申の作成について

(会 長) 出された意見を踏まえ、事務局と技術指針についての最終案の調整を行うが、修正については会長に一任いただきたいがよろしいか。

(委 員) (異議なし)

8 配布資料

資料1 広島県環境影響評価技術審査会委員一覧

資料2 環境影響評価手続き中の案件について

資料3 太陽光発電事業の環境影響評価条例の対象事業への追加について

資料4 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

資料5-1 太陽光発電事業の環境影響評価条例の対象事業追加に係る技術指針の改正について

資料5-2 太陽光発電事業に係る技術指針(案)

資料6 発電所アセス省令で定める太陽光発電事業に係る参考項目及び参考手法

資料7 風力発電事業に係る技術指針

- 参考資料 1 広島県環境影響評価に関する条例及び施行規則関係条文
- 参考資料 2 広島県環境影響評価技術審査会運営要領
- 参考資料 3 広島県環境影響評価技術審査会運営細則

(別紙)

広島県環境影響評価技術審査会委員一覧

区分	部会	職 名	氏 名	役 職
大気 環境	1	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	西田 恵哉	会長 第1部会長
	2	県立広島大学地域創生学部 教授	小川 仁士	
水 環境	1	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授	尾崎 則篤	
	2	県立広島大学生命環境学部 教授	西村 和之	会長代理 第2部会長
土壌 環境	1	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	中井 智司	
	2	広島大学大学院統合生命科学研究科 教授	和崎 淳	
動物	1	元広島県水産海洋技術センター長	前川 啓一	
	2	広島大学 客員教授	福本 幸夫	
植物	1	広島大学大学院統合生命科学研究科 教授	久我 ゆかり	
	2	広島大学大学院統合生命科学研究科 教授	奥田 敏統	
生態 系	1	県立広島大学生命環境学部 准教授	内藤 佳奈子	
	2	流域圏環境再生センター センター長	山本 民次	
景観 ・ ふれ あい	1	県立広島大学保健福祉学部 講師	吉田 倫子	
	2	広島工業大学工学部 准教授	今川 朱美	
廃棄 物等	1	広島修道大学商学部 教授	矢野 泉	第1部会長代理
	2	広島工業大学環境学部 教授	崎田 省吾	第2部会長代理

(計16名)